

第2章 社会背景

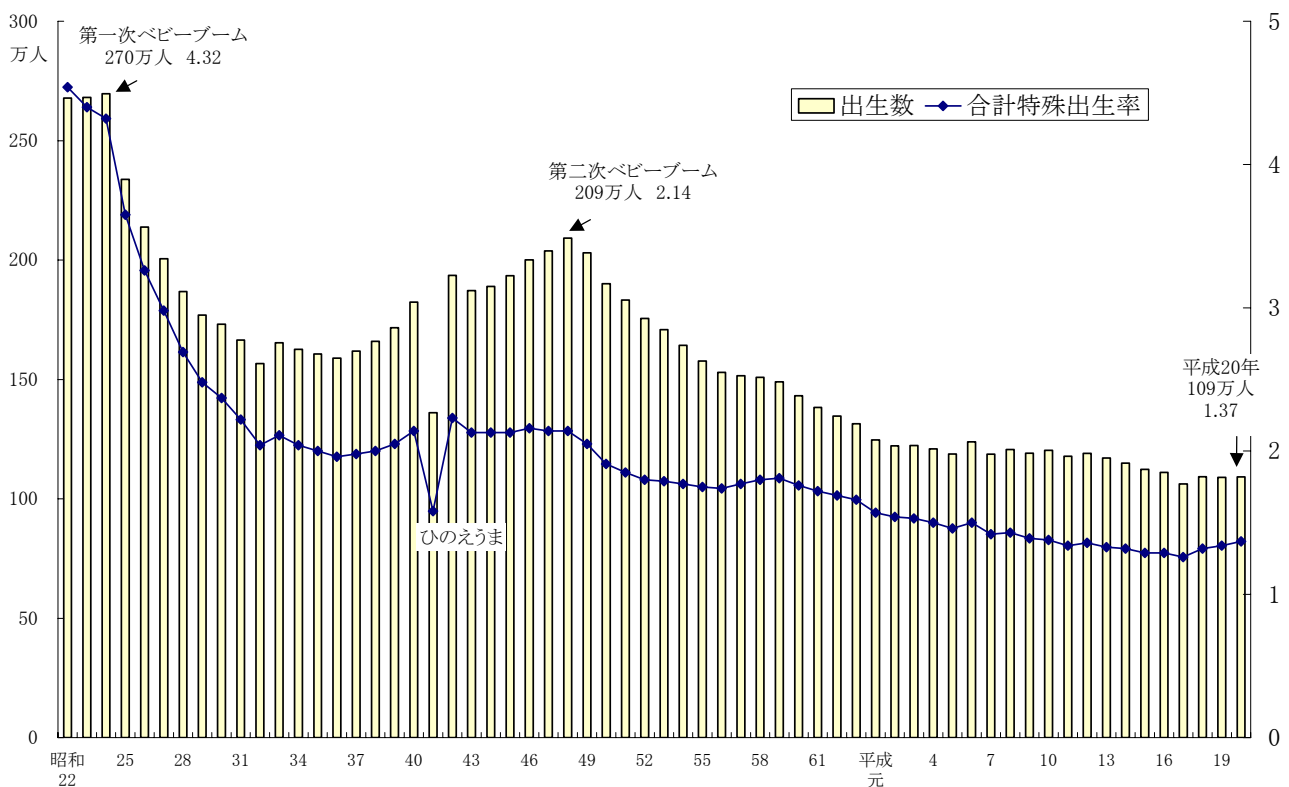
1. 子どもや子育て家庭をとりまく社会状況

① 少子化傾向の持続

わが国の出生数は昭和48年の209万人以降減少し、近年は110万人前後で推移しています。合計特殊出生率は平成17年の1.26を底として、平成18年は1.32、平成19年は1.34、平成20年は1.37と、やや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。

少子化により、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなったり、社会の活力が低下する等の影響が懸念されています。

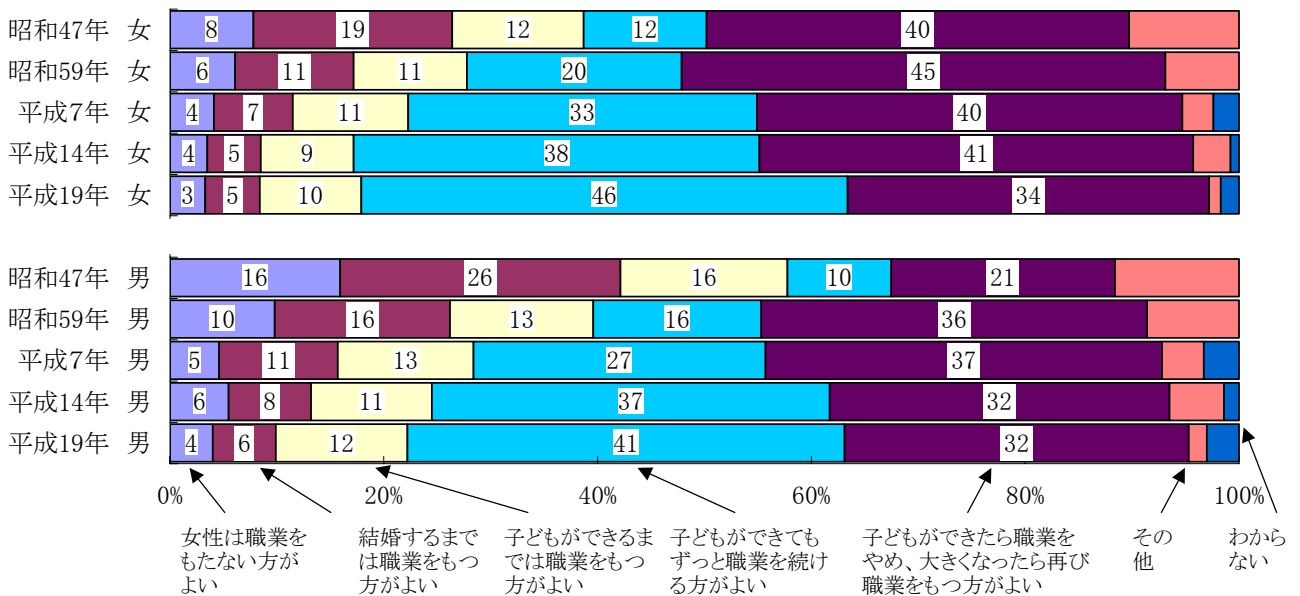
〔わが国の出生数と合計特殊出生率〕



② 女性の社会進出

女性の自意識や自己実現意欲の高まり、雇用条件の整備等により、女性の就業率が上昇するとともに、就業形態も多様化しています。また、就業面に限らず、様々な分野で女性の社会進出が進んでいます。女性の優れた能力の活用や、男女共同参画は、社会にとっても有益でかつ当然のことです。しかし、一方で、就業と結婚・出産・育児の二者択一を迫られる場面も多く、晩婚化や少子化の大きな要因になっており、出産後の職場復帰や再就職、子育てと仕事の両立に関する条件整備や、男性を含む働き方の見直し等が課題となっています。

〔女性が職業をもつことに対する意識の変化〕



※昭和47年は18歳以上、昭和59、平成7、14、19年は20歳以上の者を対象として調査している。

資料：総理府広報室『婦人に関する意識調査』（昭和47年10月）、『婦人に関する世論調査』（昭和59年5月）、『男女共同参画社会に関する世論調査』（平成7年7月）（平成14年7月）（平成19年8月）による。

③ 地域社会の環境の変化

急速な少子化や女性の社会進出に加え、核家族化や都市化等により、子どもをとりまく環境は大きく変化しました。身近で安全な遊び場や集団的な遊びの機会の減少、地域の教育機能や見守り機能の低下等がみられるとともに、育児の孤立化や慣れない育児や子どもの進学への不安、経済的負担の増大等、安心して子どもを生み育てることが厳しい状況となっています。

また、非正規雇用の増加、ひきこもり問題等、若者が経済的・精神的に自立できない状況も顕在化し、結婚や子どもを持つことに対する意識の多様化につながっています。

特に、少子化や都市化の進展、ライフスタイルの変化等による地域の子育て機能の低下が社会問題の一つとなっており、これらは子どもたちの健やかな成長を妨げる要因となるだけでなく、いじめ、不登校、児童虐待等の遠因であるとも指摘されています。

こうした環境の多様な変化に対応し、地域全体、社会全体で次世代を育み、見守る仕組みづくりが求められています。

2. 国の政策動向

わが国では、平成2年の「1.57ショック」を契機に、子どもの数の減少が社会問題として認識され、以降、「仕事と子育ての両立」を施策の根幹とした「エンゼルプラン」・「新エンゼルプラン」の策定、少子化社会対策基本法の制定、「政府・地方公共団体・企業等の一体的推進」を図る次世代育成支援対策推進法の制定、「子ども・子育て応援プラン」の策定等が進められてきました。

近年は、「働き方の見直し」等雇用政策面の重視や、少子化対策は未来への投資と考え、必要な制度を拡充していく方向が示されています。

〔国の政策動向〕

年	国の政策動向	摘要
平成2年	(1.57ショック)	少子化問題が注目される。
平成6年	エンゼルプラン (7～16年度)	初めての国定計画。これを機に、市町村で保育・子育て支援サービスの拡充が進む。市町村エンゼルプランの策定を促進。
	緊急保育対策等5か年事業 (7～11年度)	保育サービスに数値目標を設定。5年間で延長保育実施箇所数3倍、地域子育て支援センター設置数8倍等の成果。
平成7年	育児休業給付の開始	
平成9年	母子保健事務の移譲	母子保健事務が都道府県から市町村へ移譲。市町村は

年	国の政策動向	摘 要
		母子保健計画（平成 9～13 年度）を策定。
平成 10 年	保育所入所方法の見直し	措置制度から契約制度へ。
平成 11 年	少子化対策推進基本方針	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備」等 6 項目を決定。
	新エンゼルプラン（12～16 年度）	「少子化対策推進基本方針」の重点施策の具体的実施計画。保育だけでなく、相談、教育等計 20 項目の数値目標を設定。一時保育実施箇所数 8 倍、ファミリーサポートセンター設置数 5 倍等の成果。
平成 12 年	健やか親子 21（平成 13～22 年度）	局長委嘱による「健やか親子 21 検討会」の報告書。市町村計画の策定を促す。「子育てに自信が持てない母親の割合の減少」等 60 項目強の数値目標。計画期間の 26 年度までの延長が決定。
平成 13 年	待機児童ゼロ作戦（14～16 年度）	保育所受入児童数を平成 14～16 年度の 3 年間で 15 万人増が目標。15 万人増は達成。待機児童数は 16 年度から減少に転じた。
平成 14 年	少子化対策プラスワン	総理指示を受けた厚生労働省の「提案」。「男性を含めた働き方の見直し」等労働部門を重視。
平成 15 年	次世代育成支援に関する当面の取組方針	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「少子化対策推進基本方針」の「もう一段の対策」として閣議決定。女性 8 割、男性 1 割の育児休業取得率等労働部門にのみ数値目標を設定。
	少子化対策基本法	少子化対策の理念を法定。内閣府への少子化社会対策会議の設置や、地方公共団体の少子化対策の策定・実施責務、事業主の雇用環境整備の努力責務も規定。
	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援に関する 10 年間の時限立法。市町村や従業員 300 人以上の事業所に行動計画策定を義務化。
平成 16 年	少子化社会対策大綱	少子化社会対策基本法に基づき閣議決定。4 分野の重点課題に向けた 28 の行動を掲げる。
平成 17 年	子ども・子育て応援プラン（17～21 年度）	少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画。「全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる」等「めざす姿」を描き、「中学校区に 1 か所以上の子育て拠点施設」等それに対応した数値目標を掲げる。

年	国の政策動向	摘 要
平成 18 年	「新しい少子化対策について」	少子化社会対策会議決定。これに基づき、19 年度から、①3 歳未満児の児童手当引き上げ、②こんにちは赤ちゃん事業の実施、③育児休業給付率の引き上げ、④放課後子ども教室、放課後児童クラブの予算拡充（放課後子どもプラン）、⑤事業所内託児施設設置への税制優遇措置等を実施。
平成 19 年	認定こども園制度の開始	認定こども園は、①幼稚園と同様の 4 時間程度の教育、②保育に欠ける子に対する 8 時間程度の長時間保育、③通園児に限定しない地域子育て支援事業の 3 項目が要件。平成 21 年 4 月現在で全国 358 か所。
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	少子化社会対策会議決定。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を「車の両輪」として取り組む。
	仕事と生活の調和憲章・行動指針	ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。「10 年間で週労働時間 60 時間以上の雇用者を半減」等 14 項目の数値目標を設定。
平成 20 年	新待機児童ゼロ作戦	「仕事と生活の調和行動指針」の数値目標のうち、10 年後に①3 歳未満児への保育サービスの提供割合を 38%に（現行 20%）、②小学 1 年～3 年生の放課後児童クラブの提供割合を 60%に（現行 19%）という 2 つの目標をめざし施策展開。
	5 つの安心プラン	社会保障の機能強化のための緊急対策。閣議決定。5 つの柱のうち 1 つを次世代育成支援とし、家庭的保育（保育ママ）の制度化のための児童福祉法等改正等、緊急対策を盛り込む。
	社会保障国民会議最終報告	社会保障国民会議は、閣議決定により開催された有識者会議。少子化対策は未来への投資とし、国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的追加コストは 1.5～2.4 兆円と推計。
	「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』	社会保障国民会議最終報告をふまえ閣議決定。子育て支援の給付・サービスの強化を明記。用途を明確にして消費税で賄う。

年	国の政策動向	摘 要
平成 21 年	社会保障審議会少子化 対策特別部会 第 1 次報 告	近年の社会背景や現行の保育制度の課題を踏まえ、新 たな保育の仕組みを提案。